

# 地盤変動により生じた建物等の損傷

## に係る調査（工損調査等）仕様書

### 目 次

第1章	総 則	
第 1 条	適用範囲	3
第 2 条	用語の定義	3
第 3 条	施行上の義務及び心得	3
第 4 条	提出書類	4
第 5 条	支給材料等	4
第 6 条	業務報告等	4
第 7 条	調査職員の審査	4
第 8 条	部分使用	4
第 9 条	検 査	4
第10条	成果品	5
第11条	疑 義	5
第2章	工損調査等の基本事項	
第12条	業務従事者の資格	6
第13条	身分証明書	6
第14条	現地踏査	6
第15条	立入及び立会	6
第3章	工損の調査	
第1節	数量等の処理	
第16条	建物等の計測	7
第17条	図面等に表示する数値及び面積計算	7
第18条	計算数値の取扱い	7
第19条	費用負担額算定調書に計上する数値	7
第20条	費用負担額等の端数処理	7
第2節	調 査	
第21条	調 査	8
第22条	事前調査の一般事項	8
第23条	事後調査の一般事項	8
第24条	事前調査の損傷調査	8
第25条	事後調査の損傷調査	10
第3節	調査書等の作成	
第26条	事前調査書等の作成	10
第27条	事前調査書及び図面	11
第28条	事後調査書等の作成	11
第4節	積 算	
第29条	費用負担要否の決定	11
第30条	費用負担額の積算	12
第31条	費用負担の内容	12
第32条	費用負担額の構成	12
第33条	算定単価	14
第34条	数量積算	14
第35条	仮設工事費	14

第36条	補修工事費	14
第37条	矯正工事費	17
第38条	共通仮設費	20
第39条	諸経費	20
第40条	廃材処理費	20
第41条	発生材価額	20
第42条	その他経費	20
第43条	費用負担額の算定	20
様式 (第1号～第15号)		23
地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査 (工損調査等) の具体的方法について		41

# 第1章 総 則

## (適用範囲)

第1条 この地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設省建設事務次官通知）（以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況と第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査並びに第7条（費用の負担）及び第9条（その他の損害等に対する費用の負担）の費用負担額の積算の業務（以下「工損調査等」という。）を委託に付する場合の一般仕様を示すもので、これにより難しい場合又はこれに記載のない事項については、別に発注者が指示する特記仕様書によるものとする。

2 特記仕様書は、この標準仕様書に優先する。

## (用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域であって別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「調査職員」とは、発注者が工損調査等の施行について監督し、又は指示する者として受注者に通知した職員をいう。
- 四 「検査職員」とは、発注者が工損調査等の成果品について検査し、又は指示する職員をいう。
- 五 「管理技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又はこの事業損失部門に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有する者と認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者の発議により調査職員が受注者に対し工損調査等の業務の遂行に必要な方針、事項等を示して実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し修補等の指示を行うことをいう。
- 七 「協議」とは、調査職員と受注者とが相互の立場で工損調査等の内容について合議することをいう。
- 八 「承諾」とは、受注者が調査職員に申請、協議をし、これに対し調査職員が了解することをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を必要に応じ調査職員に報告することをいう。
- 十 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査及び立入調査又は管轄法務局等での調査をいう。
- 十一 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額積算のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 十二 「積算」とは、調査結果を基に費用負担額を算出することをいう。

## (施行上の義務及び心得)

第3条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きを迅速に処理すること。

- 二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容を他に漏らさないこと。
- 三 工損調査等が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎むこと。
- 四 権利者から要望、陳情等にあった場合には、説明記録簿に記録し、十分その意向を把握したうえで、速やかに調査職員に報告し、指示を受けること。(様式第14号)

(提出書類)

第4条 受注者は、提出書類一覧表(「用地調査等共通仕様書」別記1を準用)に掲げる書類を提出期限までに調査職員を経て発注者に提出しなければならない。

(支給品等)

- 第5条 受注者は、工損調査等を実施するに当たって必要な機械器具、図面その他の材料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。
- 2 土地登録簿、建物登記簿等の閲覧又は謄本等の交付を受ける場合には、別途調査職員と協議しなければならない。
  - 3 支給品の品目及び数量は、特記仕様書によるものとする。
  - 4 受注者は、支給品を受領したときは、貸与品借用書支給品受領書(「用地調査等共通仕様書」別記1様式第3号を準用)を作成して調査職員に提出しなければならない。
  - 5 受注者は、工損調査等が完了したときは、当該業務の完了の日から3日以内に貸与品返還書支給品精算書及び返還書(「用地調査等共通仕様書」別記1別記様式第4号を準用)を作成し、返納する材料とともに調査職員に提出しなければならない。

(業務報告等)

- 第6条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち実施計画書等の作成を行い、管理技術者立会いのうえ調査職員と協議し、指示を受けなければならない。この場合に、協議及び指示事項で、発注者又は受注者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。
- 2 受注者は、業務の進捗状況について調査職員が報告を求めたときは、これに応じて報告しなければならない。

(調査職員の審査)

- 第7条 受注者は、工損調査等の実施状況について調査職員が審査を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項の審査に管理技術者を立ち合わせなければならない。

(部分使用)

- 第8条 受注者は、工損調査等の実施期間中であっても、調査職員が特に必要と認め成果品の一部の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項で提出した成果品について調査職員が審査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。

(検査)

- 第9条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について検査職員から指示があったときは、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品)

- 第10条 受注者は、工損調査等の成果品として、調書原紙、図面原図、ネガフィルム等の原紙類の原本をまとめ、この他に、原則として写し3部を次の各号によって提出しなければならない。この場合、図面等の原図には受注者名を記載し、管理技術者又は調査者の押印を行うものとする。
- 一 原本は、調査原紙、図面原図、ネガフィルム等の原紙類をまとめ権利者ごとにファイルし、表紙に所在地、権利者名を記載する。
  - 二 原本の写しのうち1部は、前号と同様に作成する。この場合の写真は、カラーサービス判で焼付け又は印刷したものを添付する。
  - 三 原本の写しのうち他の2部は、権利者10名ないし15名を単位として着色紙を挿入し索引とし、目次を付したうえ容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。また、表紙に年度、箇所（地区）名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載する。この場合の写真は、前号と同様とする。
- 2 受注者は、前項の成果品の作成に当たり使用した野帳等の原簿を保管し、調査職員が必要と認め提出を求めたときは、これらを提出しなければならない。

(疑義)

- 第11条 受注者は、工損調査等の実施に当たり標準仕様書その他の事項に擬義が生じた場合には、管理技術者立会のうえ調査職員と協議しなければならない。この場合に、発注者又は受注者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

## 第2章 工損調査等の基本事項

### (業務従事者の資格)

第12条 受注者は、管理技術者の管理の基に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、次の各号の一に定める資格を有する者を充てなければならない。また、公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査のうち、水準測量に従事する場合は、測量法第48条により登録された測量士又は、測量士補でなければならない。ただし、調査職員が、これと同等の知識及び能力を有する者と認められた者についてはこれをもって足りるものとする。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士
- 二 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等において公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。）

### (身分証明書)

第13条 受注者は、身分証明書交付申請書（「用地調査等共通仕様書」別記1様式第6号を準用）を発注者に提出して、工損調査等に従事する者の身分証明書（以下「身分証明書」という。）の交付を受け、常時携帯させなければならない。

- 2 工損調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

### (現地踏査)

第14条 受注者は、工損調査等の着手に先立ち調査区域の現地踏査を行い、地域の状況並びに土地及び建物等の概況を把握しなければならない。

### (立入及び立会)

第15条 受注者は、工損調査等のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入調査を行う場合には、原則として権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

## 第3章 工 損 の 調 査

### 第1節 数量等の処理

(建物等の計測)

- 第16条 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

- 第17条 建物等の調査図面に表示する数値は、第16条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
  - 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
  - 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

- 第18条 建物等の費用負担額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。
- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。
    - 一 数量計算の集計は、費用負担額算定調書に計上する項目ごとに行う。
    - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
    - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(費用負担額算定調書に計上する数値)

- 第19条 費用負担額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第16条による計測値を基に算出した数値とする。
- 一 建物等の面積は、第17条第2項で算出した数値とする。
  - 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、第18条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(費用負担額等の端数処理)

- 第20条 費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。
- 一 費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て  
100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て  
10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

- 二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。
- 三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価は、100 円未満切り捨てとする。
- 四 建物等の費用負担額の単価は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て  
100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て  
10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

## 第 2 節 調 査

### (調 査)

- 第 2 1 条 調査は、事務処理要領第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況（以下「事前調査」という。）と第 4 条の損害等が生じた建物等の調査並びに第 7 条及び第 9 条の費用の負担に係るもの（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。
- 2 前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。

### (事前調査の一般事項)

- 第 2 2 条 受注者は、事前調査の実施に当たって、調査区域内に存する建物等について、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行わなければならない。
- 一 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの。）の敷地内の位置関係
  - 二 建物ごとに実測による間取平面及び立面
  - 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所  
なお、現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書の閲覧等の方法により調査を行う。
  - 四 その他 第 2 6 条の調査書及び図面の作成に必要な事項
- 2 調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影するものとする。この場合において、写真の撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
  - 3 調査に当たっては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
    - 一 四方からの外部及び屋根
    - 二 各室

### (事後調査の一般事項)

- 第 2 3 条 受注者は、事後調査の実施に当たり、前条の事前調査の結果に基づき、変更が生じているか否かの調査を行わなければならない。



(事前調査の損傷調査)

第24条 受注者は、当該建物等の既損傷箇所についてはその状態及び程度を、工事の施行に伴い損傷が生ずるおそれのある箇所についてはその状態をそれぞれ次の各号の調査を行わなければならない。

- 一 調査に当たっては、計測箇所を第22条第2項の定めるところにより写真撮影する。
- 二 写真は、必ず撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影を行う。なお、指示棒等及び黒板等については、電子画像として計測箇所と同時に記録することができるものとする。

- (1) 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
- (2) 損傷名及び損傷の程度(計測)
- (3) 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所

三 前号以降にあつては、計測の単位の定めてあるものについてはこれによる。

四 調査は、原則として次の部位別について行う。

- (1) 基礎
- (2) 軸部
- (3) 開口部
- (4) 床
- (5) 天井
- (6) 内壁
- (7) 外壁
- (8) 屋根
- (9) 水廻り
- (10) 外構

2 基礎については、次の調査を行うものとする。

一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。

この場合に、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め、併せて計測を行う。

二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について発生箇所及び状況(最大幅、長さ)を計測する。

三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。

四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部(柱及び敷居)については、次の各号の調査を行うものとする。

一 原則として、当該建物において軸部に傾斜が発生しているすべての箇所について計測を行う。

二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から1メートルの高さの点とする。

三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。

四 計測の単位は、ミリメートルとする。

4 開口部(建具等)については、次の各号の調査を行うものとする。

一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、すべての箇所について計測を行う。

二 測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間の最大値の点とする。

三 建具の開閉がなめらかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。

四 計測の単位は、ミリメートルとする。

5 床については、次の各号の調査を行うものとする。

一 えん甲板張り等の居室(タタミ敷の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。

- 二 床仕上材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
- 三 束又は大引、根太等と床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
  - 一 原則として、居室ごとに発生個所数の調査を行った後、すべてのちり切れの計測を行う。
  - 二 計測の単位は、幅についてミリメートル、長さについてセンチメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
  - 一 原則として、すべての亀裂の計測を行う。
  - 二 計測の単位は、幅についてミリメートル、長さについてセンチメートルとする。
  - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合には、その状態をスケッチするとともに壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
  - 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、すべての亀裂等の計測を行う。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の各号の調査を行うものとする。
  - 一 仕上材ごとに、その損傷の程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、原則としてセンチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
  - 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。
  - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリートたたき、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じてその状況等の調査を行うものとする。

#### （事後調査の損傷調査）

- 第25条 受注者は、事後調査の実施に当たっては、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前条の定めるところにより調査を行わなければならない。
- 2 第22条の事前調査の調査区域外であって事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査の一般事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所を調査するものとする。

### 第3節 調査書等の作成

#### （事前調査書等の作成）

- 第26条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成しなければならない。
- 一 調査区域位置図（様式第1号）
  - 二 調査区域平面図（様式第2号）

- 三 建物等調査一覧表（様式第3号及び第4号）
- 四 建物等調査表（様式第5号）
- 五 損傷調査書（様式第6号）
- 六 建物等調査図（配置図、立面図、展開図、詳細図等）（様式第7号）
- 七 写真台帳（様式第11号）

（事前調査及び図面）

第27条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成しなければならない。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示すること。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成するものとする。
  - （1） 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
  - （2） 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号の順に建物等の所在地、所有者及び建物等の概要等必要な事項を記入する。なお、建物番号については、同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合にのみ付するものとする。
- 四 建物等調査表及び建物等調査図（配置図、立面図、展開図、詳細図等）は、第22条及び第24条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに次により作成するものとする。この場合、建物所有者が2棟以上の建物等を所有しているときも同様とする。
  - （1） 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
  - （2） 建物立面図は、縮尺100分の1で、原則として四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
  - （3） その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成するものとし、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。  
ただし、写真撮影が困難又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められたものについては、その他の調査図を作成する。
  - （4） 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 五 損傷調査書は、第22条及び第24条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。この場合、建物等の所有者が2棟以上の建物等を所有しているときも同様とする。
- 六 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

（事後調査書等の作成）

第28条 受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に、損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第26条第1号及び第2号については異同を明示し、同条第3号から第7号までについては事前調査成果を転記し、第27条に準じて、第26条の各号の調査書及び図面並びに事後調査所見（様式第8号～第10号）を作成しなければならない。

## 第4節 積 算

(費用負担要否の決定)

第29条 費用負担要否の決定は、事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、従前（事前調査時点）の損傷が拡大したもの又は新たな損傷が発生しているもので、事務処理要領第3条（地盤変動等の原因の調査）の結果、当該損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるもの（因果関係）と認められたもので、かつ、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に適合する場合に、費用負担の必要があると認めるものとする。

この場合の因果関係の判定は、管理技術者が立ち会い、調査職員と協議のうえ行うものとする。

(費用負担額の積算)

第30条 受注者は、前条の検討の結果、費用負担の必要があると認められ別途指示を受けたものについて、事務処理要領第7条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の積算を行わなければならない。この場合、必要に応じ、修復箇所数量集計表（様式第12号）及び修復箇所数量計算書（様式第13号）を作成するものとする。

- 2 受注者は、調査職員が必要であると認めた場合には、前項の積算と併せ、事務処理要領第9条（その他の損害等に対する費用の負担）による費用負担額の積算を行わなければならない。
- 3 受注者は、前2項の積算に当たっては、事務処理要領のほか、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用について」（昭和61年4月1日建設省建設経済局調整課長通知）及び「従前の損傷の減額の方法について」（昭和61年4月1日建設省建設経済局調整課調整係長通知）によらなければならない。

(費用負担の内容)

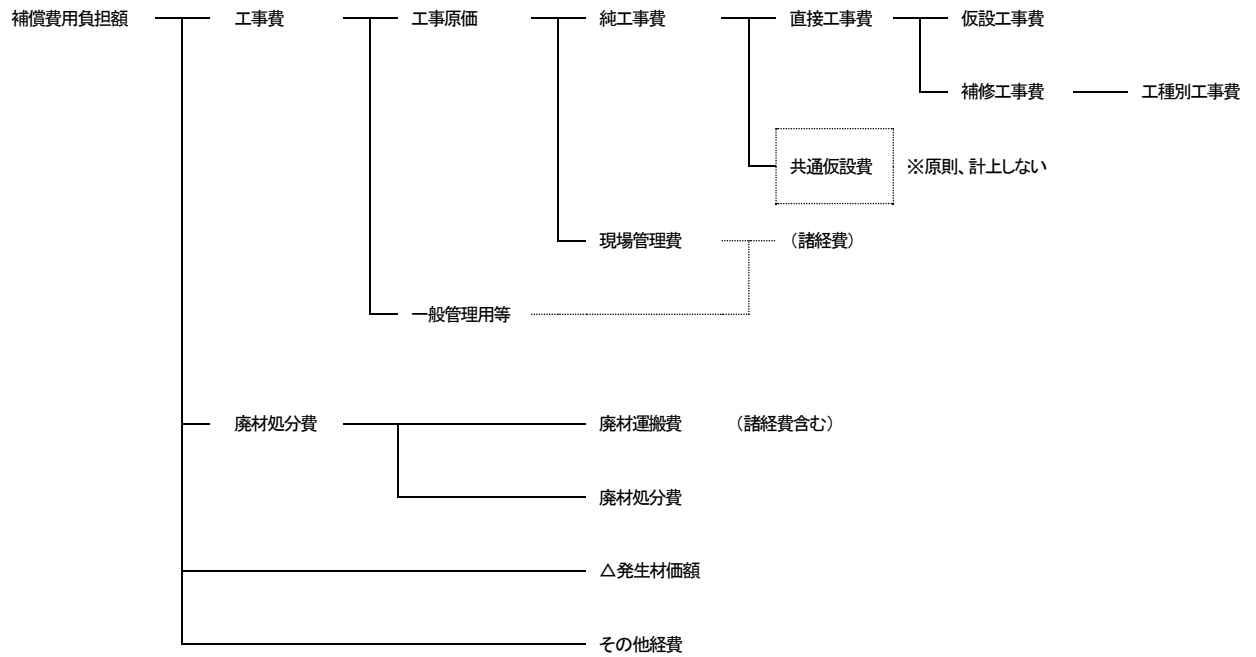
第31条 費用負担の内容は、次により判断するものとする。

- 一 費用負担の内容は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元すること（以下「現状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、現状回復は、建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行う。
- 二 前号により負担する現状回復に要する費用は、次に掲げる方法のうち技術的及び経済的に合理的と認めるものによる費用とする。
  - イ 建物等の損傷箇所を補修する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っていないため、主として壁、床、天井等の仕上げ部を補修することによって現状回復を行う方法）
  - ロ 建物等の構造部を矯正する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っているため、基礎、土台、柱等の構造部を矯正したうえ上記イの補修をすることによって現状回復を行う方法）
  - ハ 建物等を復元する方法（建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、上記イロに掲げる方法によっては現状回復することが困難であるため、従前の建物等に照応する建物等を建設することによって現状回復を行う方法）

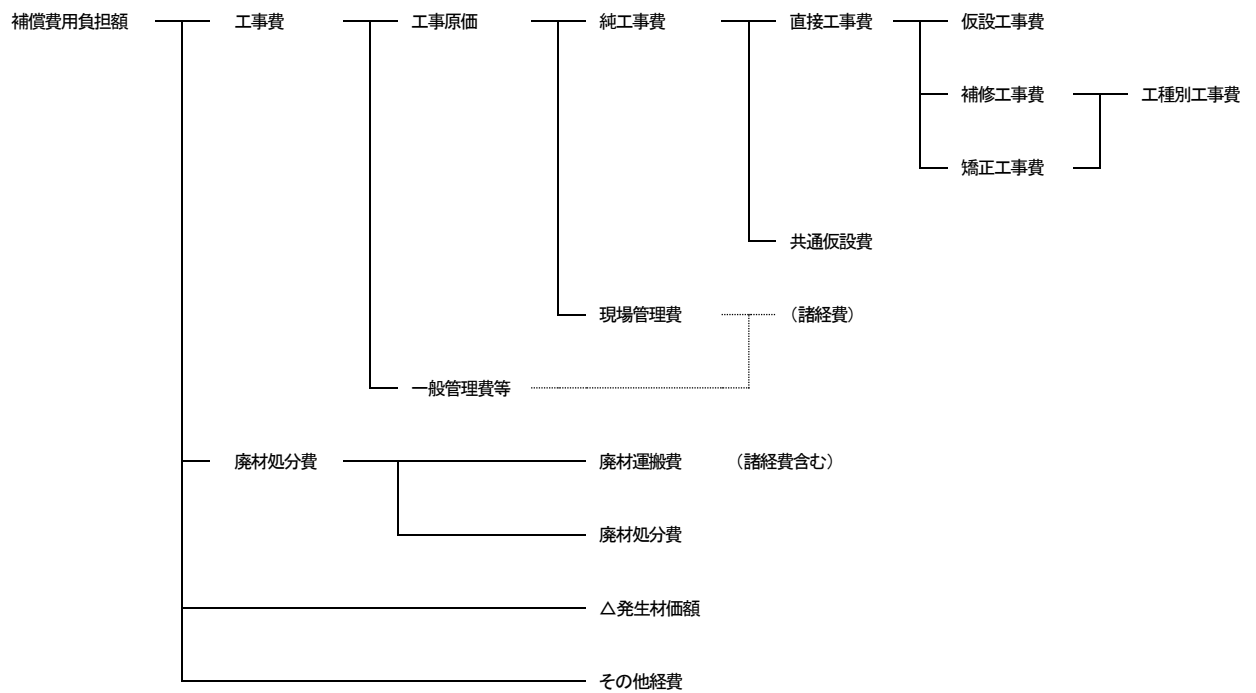
(費用負担額の構成)

第32条 第31条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

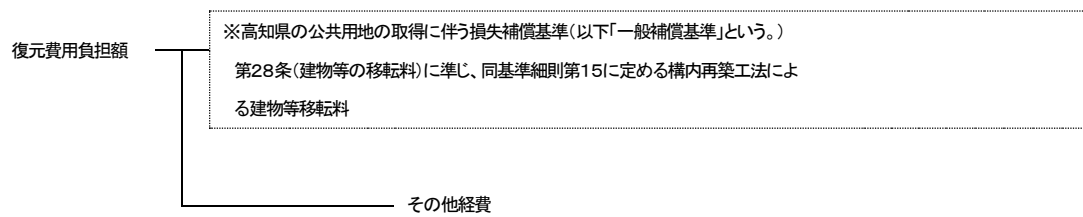
〈建物等の損傷個所を補修する方法による場合〉



〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



〈建物等を復元する方法による場合〉



2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費、簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金、水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）及びその他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（算定単価）

第33条 費用負担額の算出に用いる単価は、発注者が定める物件移転等標準書（以下「標準書」という。）の単価によるものとする。ただし、標準書に記載のない単価については、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第34条 工種別工事費算出の数量等は様式第12及び様式第13に基づくものとする。

（仮設工事費）

第35条 仮設工事費は、工種別工事の内容に応じた通常必要な直接仮設項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

（補修工事費）

第36条 補修工事費は、次の各号に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。なお、補修の方法と範囲については、別表1修復基準を標準とする。

一 土工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

二 地業工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

三 基礎工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。なお、基礎工事費は、第4号の「コンクリート工事費」、第5号の「型枠工事費」及び第6号の「鉄筋工事費」の複合工事費である。

イ 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

- ロ 束石  
工事費＝束石数量×単価
- ハ 基礎クラック補修  
工事費＝クラック長×単価
- 四 コンクリート工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工数量×単価
- 五 型枠工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工数量×単価
- 六 鉄筋工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ 鉄筋・加工組立  
工事費＝施工数量×単価
  - ロ 溶接金網敷  
工事費＝施工面積×単価
- 七 鉄骨工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ 鉄骨加工・組立・建方  
工事費＝施工重量×単価
  - ロ アンカーボルト埋込  
工事費＝施工本数×単価
  - ハ クローラクレーン使用料  
工事費＝施工時間×単価
  - ニ トラック使用料  
工事費＝施工日数×単価
- 八 組積工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ コンクリートブロック積  
工事費＝施工面積×単価
  - ロ ブロック積塀・笠木  
工事費＝施工長×単価
  - ハ 目地切れ補修  
工事費＝施工長×単価
- 九 防水工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ アスファルト防水  
工事費＝施工面積×単価
  - ロ シーリング  
工事費＝施工長×単価
- 十 屋根工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ 日本瓦葺  
工事費＝施工面積×単価
  - ロ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（5枚まで）  
工事費＝施工箇所×単価（一式）
  - ハ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（6枚以上）  
工事費＝屋根瓦葺ズレ補修（5枚まで）＋施工面積×単価
  - ニ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺補修（10㎡まで）  
工事費＝施工箇所×単価（一式）
  - ホ 日本瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）  
工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
  - ヘ 日本瓦葺補修（補足材再使用）  
工事費＝施工面積×単価
  - ト 洋瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）

- 工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
- チ 洋瓦葺補修（補足材再使用）  
工事費＝施工面積×単価
- 十一 石工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 十二 タイル工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床磁器質タイル  
工事費＝施工面積×単価
- ロ 目地切補修  
工事費＝施工長×単価
- 十三 左官工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床モルタル塗  
工事費＝施工面積×単価
- ロ 外壁等亀裂充てん  
工事費＝施工長×単価
- 十四 木工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床ラワン合板張  
工事費＝施工面積×単価
- ロ 木造ころばし床組補修（補足材使用）  
工事費＝施工面積×単価
- 十五 金属工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 軒どい  
工事費＝施工長×単価
- ロ 集水器（じょうご）  
工事費＝施工箇所×単価
- ハ 軒どい補修  
工事費＝施工長×単価
- 十六 建具工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 木製建具調整  
工事費＝建具箇所×単価
- ロ アルミドア調整  
工事費＝建具面積×単価
- 十七 ガラス工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 十八 塗装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 合成樹脂調合ペイント  
工事費＝施工面積×単価
- ロ オイルステイン塗（細物）  
工事費＝施工長×単価
- 十九 内外装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 二十 設備工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 屋外給水配管  
工事費＝施工長×単価
- ロ 立水栓  
工事費＝施工箇所×単価
- ハ 非水洗半底便器  
工事費＝施工箇所×単価



- ニ セパレート型・エアコン  
工事費＝施工箇所×単価
- 二十一 工作物工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ 塀用コンクリート基礎  
工事費＝施工長×単価
  - ロ 土間コンクリート叩き  
工事費＝施工面積×単価
  - ハ 土間コンクリートクラック補修  
工事費＝施工長×単価
- 二十二 解体工事費は、必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ コンクリート布基礎解体  
工事費＝施工長×単価
  - ロ 玉石基礎解体  
工事費＝施工箇所×単価
  - ハ コンクリート撤去  
工事費＝施工体積×単価
  - ニ 鉄骨解体  
工事費＝施工重量×単価
  - ホ 床・モルタル塗撤去  
工事費＝施工面積×単価
  - ヘ 内装・タイル張撤去  
工事費＝施工面積×単価
  - ト 天井クロス張撤去  
工事費＝施工面積×単価
  - チ 外壁・モルタル塗撤去  
工事費＝施工面積×単価
  - リ 屋根・かわら撤去  
工事費＝施工面積×単価
  - ヌ 防水層撤去  
工事費＝施工面積×単価
  - ル 建具撤去（木製）  
工事費＝建具枚数×単価
  - ヲ 建具撤去（金属製）  
工事費＝建具面積×単価
  - ワ 水洗和風便器撤去  
工事費＝施工箇所×単価
  - カ セパレート型・エアコン撤去  
工事費＝施工箇所×単価
  - ヨ 塀用コンクリート基礎撤去  
工事費＝施工長×単価
  - タ 土間コンクリート叩き撤去  
工事費＝施工面積×単価

(矯正工事費)

第37条 木造建物（土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物に限る。）に関する矯正工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算出するものとする。ただし、

土台、柱等の構造部又は基礎に係る従前の損傷が拡大した場合で、従前の状態、拡大の程度等を勘案して必要と認められるときは、適正に定めた額を減額するものとする。

一 沈下矯正工事費

$$\text{工事費} = P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$$

P 沈下矯正工事単価 (円/㎡)・・・標準書の単価による。

A 建築面積 (㎡)・・・矯正を必要とする建物の建築面積とし、同一の所有者で複数の建物の場合は個別に算定する。

α 規模補正率・・・(表一)による。

β 2階建補正率・・・(表二)による。

B 工法係数・・・(表三)による。

γ 作業環境補正率・・・(表四)による。

C 施工面積補正率・・・(表五)による。

D 基礎の解体・新設費又は部分補修費(基礎コンクリート打ち増し費等)・・・「第36補修工事費」中の「三 基礎工事費」、「四 コンクリート工事費」及び「二二 解体工事費」等に基づき求める。

(留意事項)

注一 沈下矯正工事に伴い次の補修工事が必要となる場合は、「第36条補修工事」の各項目に基づき補修工事費として算定すること。

- ・土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設費
- ・基礎面と一体仕上げとなっている内外壁の補修費
- ・給排水設備(機器又は配管)等の補修費

注二 沈下矯正工事単価には、次の仮設工事費が含まれている。

- ・基礎の解体・新設等に伴う遣り方、墨出し

規模補正率(α)は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

(表一)

建築面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
補正率	1.15	1.04	1.00	0.93	0.87	0.76	0.61

注) 前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

2階建補正率(β)は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

(表二)

建築面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

工法係数(B)は、次表の工法の区分に対応した率とする。

(表一3)

工法	判断基準	係数
A工法	根がらみを設置し、建物全体を借受けして沈下修正する場合 (基礎部分に損傷が見られ、基礎の全部又は一部について新設する必要があると認められる場合、沈下量が概ね5cm以上あり、建物全体の平衡を確保する必要がある場合など)	1.00
B工法	根がらみを設置することなく、沈下した部位のみを矯正する場合 (沈下量が概ね5cm未満であり、基礎自体には損傷がない場合又は基礎コンクリートの打ち増し等部分補修による場合など)	0.68

作業環境補正率 ( $\gamma$ ) は、次表の作業環境の区分に対応した率とする。

(表一4)

作業環境	判断基準	係数
I	建物の全周囲に作業スペース (概ね1.0m以上) を確保することが可能であり、かつ、1階に畳の部屋を有するなど、1階床の撤去・復旧が容易な建物の場合	1.00
II	I及びIII以外の場合 (建物の一辺の一部で作業スペース (概ね1.0m以上) が確保できない場合など)	1.15
III	建物の一辺全てに全周囲に作業スペース (概ね1.0m以上) が確保できない場合で、工事が建物内の建物下となる場合	1.30

注) B工法を採用する場合は、原則として、当該補正は考慮しないものとする。ただし、建物の周囲に作業スペースが確保できない等により、ほとんどの作業が建物内からの作業となることが予想されるような場合にあつては、作業環境II (補正率 1.15) を限度として補正することができるものとする。

施工面積補正率 (C) は、次表の損傷区分に対応した率とする。

(表一5)

損傷区分	判断基準	補正率
I	建物の四隅に沈下が認められる建物	1.00
II	建物の三つの隅で沈下が認められる建物	0.75
III	建物の二つの隅で沈下が認められる建物	0.50
IV	建物の一つの隅で沈下が認められる建物	0.25

注) ① この表によることが適当でない認められる場合は、別途沈下修正を要する面積を算出し、建築面積で除することにより、施工面積補正率を算出するものとする。

② A工法を採用する場合は、当該補正率の考慮を要しない。

## 二 柱の傾斜矯正工事

工事費＝施工本数×単価

## 三 敷居の隙間矯正工事

工事費＝施工箇所×単価

## 四 土台の取替え工事

$$\text{工事費} = U \times m + V$$

U 根がらみ 1 m<sup>2</sup>当たりの土台補強工事単価・・・標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積 (m<sup>2</sup>)・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

V 土台の取替え工事費 (円)・・・標準書の単価による。

#### 五 柱の根継ぎ補強工事

$$\text{工事費} = U \times m + V$$

U 根がらみ 1 m<sup>2</sup>当たりの土台補強工事単価・・・標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積 (m<sup>2</sup>)・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

V 柱の根継ぎ補強工事費 (円)・・・標準書の単価による。

2 前項以外の建物等の矯正工事費については、別途、個別見積等により算出するものとする。

#### (共通仮設費)

第38条 建物等の損傷箇所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、計上しないものとする。

2 建物等の構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、原則として、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率} (3\%)$$

3 工作物の損傷箇所を補修する方法及び構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、計上しないものとする。

#### (諸経費)

第39条 建物等の損傷箇所を補修する方法による場合及び建物等の構造部を矯正する方法による場合の諸経費は、原則として、純工事費に別表2諸経費率を乗じて算出するものとする。

#### (廃材処理費)

第40条 補修又は矯正工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 廃材運搬費 廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。

二 廃材処分費 廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。

三 廃材等の数量 補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

#### (発生材価額)

第41条 発生材価額は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

#### (その他経費)

第42条 その他経費は、高知県の公共事業の施工に伴う損失補償基準第37条に準じて、建物等の現状回復に伴う仮住居選定に要する費用、就業できないことにより生ずる損失の補償額等、必要となる経費を計上するものとする。

#### (費用負担額の算定)

第43条 建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、様式第15により算出するものとする。

別表1 修復基準

損傷の発生箇所	修復の方法と範囲	
	損傷が新たに発生したもの	従前の損傷が拡大したもの
外壁	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替える。ただし、ちり切れにあつては、発生箇所を充てんする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の仕上げ材で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
内壁 天井	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替える。ただし、発生箇所が納戸、押入れ等の場合又はちり切れの場合にあつては、発生箇所を充てんする。 経過年数が10年未満の建物及び維持管理の状態がこれと同程度と認められる建物で発生箇所が納戸、押入れ等以外の居室等の場合は、当該居室等のすべての壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の材料で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
建具	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあつては、建具を新設することができるものとする。	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあつては、建具を新設することができるものとする。
タイル類	目地切れの場合にあつては、発生箇所の目地詰めをし、亀裂又は破損の場合にあつては、発生箇所を従前と同程度の仕上げ材で張り替える。ただし、浴室、台所等の水を使用する箇所で漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。 玄関回り等で亀裂又は破損を生じた場合は、張り面のすべてを従前と同程度の仕上げ材で張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんする。ただし、発生箇所が浴室、台所等の水を使用する箇所で損傷の拡大により漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。
コンクリート叩	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整生する。ただし、損傷が著しい場合は、必要な範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整生する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、必要最小限の範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。
屋根	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合は従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合、従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。
衛生器具	従前と同程度の器具を新設する。	器具の種類及び損傷の状況を考慮して必要な範囲を補修する。ただし、補修では回復が困難と認められる場合は、従前と同程度の器具を新設することができるものとする。
その他	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。

別表2 諸経費率

純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)	純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

調査区域位置図

調査範囲 の所在		事前 調査	調査 年月日	年 月 日 ~ 月 日	事後 調査	調査 年月日	年 月 日 ~ 月 日
工事名 工 区			調査者 名 印			印	調査者 名 印

- (備考) ① 方位及び縮尺を記載する。  
② 調整区域を表示するほか、工事施行箇所も併せて表示する。

## 調査区域平面図

調査番号										事前調査	調査年月日	年 月 日 ～ 月 日	事後調査	調査年月日	年 月 日 ～ 月 日	
建物番号											調査者名 印			印	調査者名 印	
建物等所有者氏名																

(備考) ① 方位及び縮尺を記載する。

② 建物調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に木造を赤色、非木造を緑色で外枠(外壁)を着色する。



(様式第3号)

# 建築物等調査一覧表

(全 葉中 葉)

工事名				工期			事前調査	調査年月日	年月日 ～ 月 日	監督職員名		事後調査	調査年月日	年月日 ～ 月 日	監督職員名		
工 区				工 事 請負者				受託者 社名印	印				調 査 者 名 印	印			
調査 番号	建物 番号	建物等 所在地	建物等 の概要	用途	経過 年月	延 面積 (㎡)	事 前 調 査			申出年月日	申し出 に対する 調査結 果	応急 措置の 有 無	事 後 調 査			費用負担の 要否と その額	備 考
		建物等所 有者氏名					損傷の 有 無	損傷の 概 要	写真 枚数	調査年月日			損傷の 有無	損傷の 概要	写真 枚数		

(様式第4号)

# 建築物調査一覧表

(全 葉中 葉)

調査番号	建物番号	建物等所在地	建物等の概要	用途	経過年月	延面積 (㎡)	事前調査			申出年月日	申し出に対する調査結果	応急措置の有無	事後調査			費用負担の要否とその額		備考
		建物等所有者氏名					損傷の有無	損傷の概要	写真枚数	調査年月日			損傷の有無	損傷の概要	写真枚数			

## 建 物 等 調 査 表

調査番号及び建物番号		
建物等所在地		
所有建物等	住所	
	氏名	
	連絡先	
所有土地	住所	
	氏名	
	連絡先	
権借者地	住所	
	氏名	
	連絡先	
占有者	住所	
	氏名	
	連絡先	
事前調査年月日	年 月 日	～ 月 日
事後調査年月日	年 月 日	～ 月 日
建 築 構 造 概 要		
敷地造成時期		
建築年月日		
建築後経過年月	年	ヶ月

建物等の種別	居 宅	倉 庫	車 庫	工作物
延面積(㎡)等				
建物等の種別	居 宅		倉庫等	備 考
構造及び材質				
軒 高				
基 礎				
柱				
床				
天 井				
内 壁				
外 壁				
屋 根				
開 口 部				
水 廻 り				
工 作 物				
調査所見				

# 損 傷 調 査 書

(全 葉中 葉)

調査番号及び建物番号		建物等所在地					事前調査	調査年月日					
建物等所有者 住所 氏名								調査者名 印					
占有者 住所 氏名								調査年月日					
下に記載している事項については、現況と相違ないことを確認します。 建物等所有者氏名 印 占有者氏名 印 事後調査立会人 印 立会日 年 月 日 事後調査立会人 印 立会日 年 月 日							調査者名 印						
写真番号	階数	場所	箇所	方位	仕上材	状況	損傷の状況 幅=W 長さ=L (単位: mm)		状態			備考	
							事前調査	事後調査	変化ナシ	進展	新規	事前調査	事後調査

## 建 物 等 調 査 図 (配置図、立面図、展開図、詳細図等)

調査番号及び建物番号	建物等所有者氏名	占有者氏名	事前調査	調査年月日	年 月 日	事後調査	調査年月日	年 月 日
				調査者名 印	~ 月 日		調査者名 印	~ 月 日

- (備考) ① 方位及び縮尺を記載する。  
② 平面図には、写真撮影を行った位置を表示するほか、建物延面積及び各階別面積を算定し記入する。  
③ 立面図には、写真撮影を行った位置を表示するほか、外壁及び基礎の損傷位置を記入する。

## 事後調査所見

調査番号及び 建物番号	建物等所有者 氏 名	占有者氏名
建物の概要		
事後の状況		
地 盤		
基 礎		
軸 部		
開 口 部 (建 具)		
床		
天 井		
内 壁		
外 壁		
屋 根		

水廻り	
犬走り	
塀	
その他の 工作物	
その他の 損傷	
<b>【建物等の所有者等の指摘】</b>	
<b>【損傷原因】</b>	

【修復方法及び積算方法の概要】	
基 礎	
軸 部	
開 口 部 (建 具)	
床	
天 井	
内 壁	
外 壁	
屋 根	
水 廻 り	
犬 走 り	
塀	
その他の 工作物	
その他の 損 傷	



事前調査写真  
(全 葉中 葉)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

事前調査写真  
(全 葉中 葉)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

(様式第 1 1 号)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

### 修復箇所数量集計表

(調査番号及び建物番号 )

(全 葉中 葉)

工種	箇所	仕上材	修復方法	計 算 式 及 び 写 真 番 号	計	備 考

### 修復箇所数量計算書

(調査番号及び建物番号 )

(全 葉中 葉)

写真番号	階数	場所	箇所	方位	仕上材	状況	計算式	計	修復方法	備考

## 説明記録簿

説明場所							
説明年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						
説明内容及び質疑							
特記事項							

様式第15

建物等の費用負担額算定書

所在地					整理番号		
建物所有者			電話		算定年月日		
法人代表者					採用単価		
所有者住所					用途		
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積		構造概要		
直接工事費計 [A]	<b>共通仮設費</b> <small>※建物の構造部を矯正する方法の場合のみ</small> [A] × 3% = [B]		<b>純工事費</b> [A] + [B] = [C]		<b>諸経費</b> [C] × 率 = [D] [F] × 率 = [G]		
				%	<b>工事費</b> [C] + [D] = [E]		
<b>直接廃材運搬費</b> [F]					<b>廃材運搬費</b> [F] + [G] = [H]		
<b>廃材処分費</b> [I]	<b>発生材価格</b> [J]	<b>その他経費[K]</b> (消費税対象額)		<b>消費税等相当額</b> ([E] + [H] + [I] + [K]) × 率 = [L]	<b>費用負担額</b> [E] + [H] + [I] - [J] + [K] + [L]		
<b>工種</b>		<b>算定内訳</b>				<b>直接工事費</b>	
1. 仮設工事費					計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
2. 補修工事費					計		
(1) 土工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
(2) 地業工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
(3) 基礎工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
(4) コンクリート工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	

(5)型枠工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(6)鉄筋工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(7)鉄骨工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(8)組積工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(9)防水工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(10)屋根工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(11)石工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(12)タイル工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(13)左官工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(14)木工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

(15)金属工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(16)建具工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(17)ガラス工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(18)塗装工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(19)内外装工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(20)設備工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(21)その他工事費(工作物等)					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(22)解体工事費(上記補修工事費に必要な解体)					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
3. 矯正工事費					計	
(1)沈下矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$ <small>[沈下修正工事単価] [建築面積] [規模補正率] [2階建補正率] [工法係数] [作業環境補正率] [施工面積補正率] [基礎費]</small>					
	$\times ( \quad \times \quad \times \quad ) \times ( \quad \times \quad ) \times \quad +$					

(2) 柱の傾斜矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(3) 敷居の隙間矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(4) 土台の取替え工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$U \times m + V$ [根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価] [根がらみ施工面積] [土台の取替え工事費]					
	$\times +$					
(5) 柱の根継ぎ補強工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$U \times m + V$ [根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価] [根がらみ施工面積] [柱の根継ぎ補強工事費]					
	$\times +$					
(6) 矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設等の補修工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額



# 地盤変動により生じた建物等の 損傷に係る調査（工損調査等） の具体的方法について

## 1 事前調査

### 1-1 一般事項の調査

- ① 建物の敷地ごとに建物、工作物等の敷地内での位置関係を実測し、縮尺100分の1又は200分の1で建物等配置図を作成する。
- ② 建物ごとに実測し、縮尺100分の1で建物平面図及び建物立面図を作成する。
- ③ 登記簿等により、建物等の所在及び地番並びに建物等の所有者の氏名及び住所を調査する。
- ④ 建物の用途及び構造並びに建築年月日（建物登記簿等の調査及び聞取調査によること。）を調査する。

### 1-2 基準点（BM）の設置

調査区域内で沈下等のおそれのない堅固な物件を定め、調査職員立会いのうえ、金属釘又はペンキで基準点（BM）を設置し、計測する。設置位置は写真撮影し、調査区域平面図に計測値とともに記入する。

### 1-3 建物、工作物等の水平高（レベル）の測定

建物ごとに、原則としてその外部の四隅を計測位置として水平高（レベル）を測定し、写真撮影するとともに、建物等配置図に測定位置及び測定値を記入する。また、工作物等（塀、擁壁等）については、原則として両端及び屈折箇所を測定位置として建物同様に測定し、写真撮影するとともに、建物等配置図に測定位置及び測定値を記入する。

なお、非木造建物については、原則として各柱脚部を測定位置とすること。

### 1-4 写真の撮影方法

撮影対象箇所を指示棒等により指示し、標準仕様書に定める事項を明示した黒板等と同時に撮影を行う。なお、指示棒等及び黒板等については、電子画像として計測箇所と同時に記録することができるものとする。

次に、損傷箇所に巻尺、ノギス等をあて接写する（チリ切れ、ヘアークラックは除く。）。

また、損傷箇所以外でも損傷が生じるおそれがあると認められる箇所については、撮影を行うこと。

### 1-5 調査書等の作成

調査区域位置図、調査区域平面図、建物等調査一覧表の他に調査物件別に次のものを作成する。

#### ① 建物等調査表

土地・建物の所有者、占有者等、建築構造概要、内外仕上げ及び調査所見を調査し、記載する。

#### ② 損傷調査書

写真番号ごとに部屋、仕上材及び損傷の状況を調査、記載し、所有者等及び立

会人の署名捺印を受ける。

なお、署名捺印を拒否された場合には、調査職員の指示を受けること。

### ③ 建物等調査図

#### (1) 建物等配置図

縮尺100分の1又は200分の1で、建物、工作物等の位置、敷地境界線、方位及び縮尺、建物、工作物等の面積計算表並びに水平高（レベル）の測定位置及び測定値を記入する。

#### (2) 建物等平面図

縮尺100分の1で、建物の間取り、建物延面積及び各階別面積計算表、外部床及び工作物等のクラック等の損傷位置並びに写真撮影方向を記入する。

#### (3) 建物立面図

縮尺100分の1で、原則として四面を作成し、外壁及び基礎の亀裂等の損傷位置並びに写真撮影方向を記入する。

#### (4) 工作物等立面図

必要に応じ、縮尺100分の1から10分の1で、塀、擁壁等の立面図を作成し、亀裂等の損傷位置及び写真撮影方向を記入する。

#### (5) その他調査図（内部展開図、基礎伏図、屋根伏図、天井伏図、矩計図、詳細図等）

必要に応じ、縮尺100分の1から10分の1で、損傷が発生している箇所について、その損傷位置及び写真撮影方向を記入する。

### ④ 写真台帳

写真は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載のうえ整理し、ファイルする。

## 2 事後調査

### 2-1 建物、工作物等の水平高（レベル）の測定

事前調査に準じて、水平高（レベル）を測定し、写真撮影するとともに、建物等配置図に測定値を記入する。

### 2-2 写真の撮影方法

事前調査に準じて、写真撮影を行う。

### 2-3 聞取調査

土地・建物の所有者及び占有者等に損傷の状況等を聞き、所有者等の指摘欄にその要旨を的確に記載する。

### 2-4 調査書等の作成

調査区域位置図、調査区域平面図、建物等調査一覧表の他に調査物件別に次のものを作成する。

#### ① 事後調査所見

事後の状況、建物等の所有者等の指摘及び損傷原因を調査し、記載する。

#### ② 損傷調査書

事前調査に準じ、事前調査結果と対照して損傷の状況を調査、記載し、所有者等及び立会人の署名捺印を受ける。

なお、署名捺印を拒否された場合には、調査職員の指示を受けること。

③ 建物等調査図

事前調査に準じ、事前調査結果と対照して、必要な図面を作成する。

④ 写真台帳

事前調査写真と対照して、写真番号順に整理し、ファイルする。

### 3 積 算

#### 3-1 修復費用の積算

調査職員と協議の結果、費用負担額の積算を指示された場合には、次のものを作成し、積算を行う。

なお、費用負担額の積算に当たっては、原則として「用地調査等共通仕様書」第5章建物等の調査及び別記5非木造建物〔I〕調査積算要領によるほか、社団法人日本補償コンサルタント協会作成の「建物等損傷費用負担標準歩掛明細表（工事損傷）」を使用する。

- ① 修復方法及び積算方法の概要並びに場所ごとの損傷の修復概要を事後調査所見に記載する。
- ② 修復箇所数量計算書
- ③ 修復箇所数量集計表
- ④ 建物等調査図に凡例を作り、修復箇所に修復方法ごとに色ぬりをする。

#### 3-2 その他の被害等に対する費用負担額の積算

調査職員が必要と認め、指示された場合には、費用負担額の積算に必要な調査を行い、その他の被害等に対する費用負担額の積算を行う。

### 4 写 真

#### デジタルカメラによる撮影

撮影した写真ファイルとデジタル写真専用台紙へのプリントにより成果品を提出するときは、次の仕様に基づくこととする。

なお、用地調査等業務積算資料に基づく歩掛は、撮影機材やプリントによる差は設けないものとする。

- ① 撮影にあたっては、200万画素以上の性能を有するカメラを使用し、提出する写真ファイルの画素数は、200万画素以上とする。
- ② 写真ファイルの記録形式は、JPEG形式とする。
- ③ 成果品は、カメラ店のプリントサービス等、ネガフィルムによるプリントと同等の解像度と保存性を確保するものとする。また、これにネガフィルムに代わって写真ファイルを電子媒体に格納したものを添付し、権利者ごとに1部作成するものとする。
- ④ 納品された成果品の原本性を確保するため、納品用の媒体には格納データの書き換えが不可能なCD-R又はDVD-Rを使用することを原則とする。なお、電子媒体の

作成フォーマットは、CD-R の場合は ISO9660 フォーマット（レベル1）もしくは Joliet、DVD-R の場合は UDF（UDF Bridge）を原則とし、基本的には1枚の電子媒体に格納することとする。

- ⑤ 成果品に使用する電子媒体は、国内大手メーカー等の品質の良い市販品を使用するものとする。
- ⑥ 作成した写真ファイルのファイル名称は、ファイル名（英数字8文字）＋拡張子（3文字）の8. 3形式とする。（数字は半角、英字は半角のみで使用可能。例：P0000001.JPG）
- ⑦ 受注者は、電子媒体による成果物が完成した時点で、ウイルスチェックを行うものとする。